

表3 被扶養者取消申告に係る必要書類一覧(下記必要書類のほかに、他の証明書類の提出を求める場合がある)

認定取消事由	認定取消の事例	必要書類	取消日
扶養手当の取消	普通認定だった被扶養者の扶養手当が就職・所得増等により取消しになった場合	扶養手当認定簿の写し 扶養手当をしょむ2により申請している職員にあっては、「扶養親族簿(取消)」画面のハードコピー	取消事実発生日
所得	雇用契約上、認定基準月額108,334円(130万円÷12月)以上の収入を得ることが明らかな場合(雇用期間が3か月を超える場合)	在職等証明書(雇用契約の期間、雇用形態、賃金等の支給形態の記載されたもの)	雇用日
	給与収入 不安定収入(勤務日数等が全くの不定で、認定基準月額を超えたり超えなかったり)だが、3か月連続して認定基準月額以上支給された場合	在職等証明書 又は給与明細書の写し4か月分(超過直前の1か月+超過した3か月)及び3か月の給料日が分かる書類(上記書類で確認できれば不要)	連続して認定基準月額以上支給された3か月目の給料日
	年間の収入が130万円を超えた場合	在職等証明書 又は給与明細書の写し12か月分(超過した年の12か月)及び130万円を超える給料日が分かる書類(上記書類で確認できれば不要)	130万円を超えることとなった給料日
限度	年金収入 限度額以上の年金を受給することとなった場合	年金証書の写し ※余白に受取年月日を申し立てる	証書の受取年月日
	年金額の改定により限度額以上の年金を受給することとなった場合	改定通知書の写し ※余白に受理年月日を申し立てる	通知書の受理年月日
超過	事業等を始めて収入が限度額以上となった場合 ①収入が恒常的と認められ、年収が130万円以上の場合	収入が確認できる書類 ※事実発生日が明記されたものに限る	事実発生日
	事業等を始めて収入が限度額以上となった場合 ②毎月の収入が定額ではないが、月額108,334円(130万円÷12月)以上の収入を3か月連続して得た場合	収入が確認できる書類 ※事実発生日及び収入を得た日が明記されたものに限る	連続して認定基準月額以上収入を得た3か月目の給料日
	事業等を始めて収入が限度額以上となった場合 ③上記①及び②以外の場合	確定申告書及び収支内訳書の写し ※税務署等の受理印の押印されたものに限る	税務署等の受理日
超過	雇用保険の失業給付を1日3,612円(130万円÷360日)以上受ける場合	雇用保険受給資格者証の写し ※受給開始日が明記されたものに限る	受給開始日
	その他収入 利子等の所得が限度額以上となった場合(課税前の額) ※受け取る利子等が1年に1回であっても定期的に生じる所得は恒常的所得となる。元金と利子を満期日に受け取る所得は恒常的所得とならない。	利子等計算書の写し	利子等の収入を得た日(振込日等)
	司法修習生に修習資金を貸与された場合	「修習資金交付日一覧」等貸与に係る期間の初日がわかるもの(裁判所のHPに掲載あり)貸与決定通知書	貸与に係る期間の初日
別居	同居を要件とする者が別居した場合	住民票等の写し ※転居日の明記されたものに限る	転居日
扶養替え	主たる扶養者が異動した場合	扶養手当認定簿の写し 又は新たな扶養者の健康保険証等の写し ※異動年月日の明記されたもの	異動日
	共同扶養者の収入が組員よりも1割を超えて多い場合	組員と共同扶養者の所得証明書 ※離職等により雇用形態に変更がある場合には、給与支払者作成の給与支給見込証明書等を別途提出	事実発生日
健康保険等の被保険者資格取得	就職した場合(臨時採用の場合で、健康保険制度がある場合も含む。)	辞令の写し、健康保険証の写し、勤務条件明示書、事業主の証明等 ※採用日又は資格取得日が明記されているものに限る ※採用内定通知等は不可	採用日 資格取得日
その他の理由	死亡・離婚・親権者の異動・養子縁組解消した場合	公的機関が発行する事実を証する書類(火・埋葬許可書の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本の写し等)	事実発生日の翌日
	国民健康保険へ切り替える場合	申立書(任意様式)及び所得証明書	申立て日
	75歳の誕生日を迎えた場合	被扶養者証の返却のみ ※被扶養者取消申告書の提出不要	75歳の誕生日